

テーマ1 事業承継税制の特例



本 特例は、10年間の時限措置であり、適用には今後5年以内に特例承継計画を提出することなどが必要となりますが、事業承継における税負担を少なくでき、課税リスクも大幅に軽減されるため、株価が高い非上場の株式を少ない税負担で集中して承継することが可能となります。株価が高い同族会社の経営者等への積極的な情報提供が有効といえます。

後継者以外への相続対策も

一方で、相続の観点から考えると、本特例で株式を承継する後継者と後継者以外の相続人で財産承継の不公平感が生じる可能性が高くなり、それが原因で争族に発展するリスクも考えられます。金融機関担当者としては、後継者以外の相続人への財産承継などの相続対策も併せて考えてもらうよう、アドバイスしましょう。

なお、事業承継税制の規定は細部に及ぶため、本部の専門部署や税理士などと連携したサポートも重要となります。

テーマ2 所得拡大促進税制の改組



所 得拡大促進税制は、大企業と中小企業で適用の要件や税額控除の割合が異なります。大企業が税制優遇を受けるには、3%の給与率アップに加え、設備投資要件も新たに必要となりました。

また所得が増えているのに、給料も上げず、設備投資も行わない場合には、研究開発税制などの税額控除の適用ができないなどペナルティも設けられています。

中小企業の賃上げを後押し

一方で、中小企業は設備投資要件はなく、給与のアップ率も1.5%と控除の要件が緩和されることとなります。

中小企業にとっては朗報といえますので、金融機関担当者としては融資先に対して、給与のアップ率によって税額が下がる割合が変わる可能性があること、また、一定の要件を充足することでさらに税額の控除割合が高くなることについて、分かりやすく説明することが求められます。